

「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(第5回)議事要旨

- 【日 時】 平成22年1月21日(木)午後4時～5時15分
【場 所】 日本証券業協会 第1会議室
【出席者】 吉田主査ほか各委員
【議 題】 1. レポT+1化の実現に向けた論点整理
2. その他

【議事概要】

1. レポT+1化の実現に向けた論点整理

先ず、吉田主査及び委員(証券会社)より、配付資料「レポT+1決済実現に向けた整理」に基づき、主査・副主査で検討したパターン(「JGBCCを利用した決済」)における対応の方向性について、概要以下のとおり説明があった。なお、当該方向性に関して、各委員より特段の異論は示されなかった。

<約定から約定・決済照合>

- 証券保管振替機構(以下、「保振」という。)の決済照合システムへの入力時限を17:00、最終的な照合時限を18:30とすることについて、市場慣行として確立する。

<ネットィング>

- JGBCCのシステム障害時対応等の観点からの前倒しニーズや債務引受時点に間に合わない取引を少なくする観点からの後倒しニーズを総合的に勘案し、JGBCCの債務引受時点は、現状の18:30を維持する。

<決済>

- JGBCCと日銀ネットの連動は、レポT+1実現のための必須条件ではないと思われるため、レポT+1の検討課題としない。
- 決済単位は、既に各市場参加者において、決済指図作成のSTP化がある程度進んでおり、決済単位の引上げによる決済指図作成負担の軽減に配慮する必要性は低いため、現行どおり50億円とする。

<ポジション管理>

- レポT+1決済実現後の円滑なポジション尻調整は、特段の問題が無いと思われるものの、本ワーキング・グループ(以下「WG」という。)において、念のため明示的に確認するとともに、必要に応じて、短期金融市場取引活性化研究会や債券現先取引等研究会に対して確認する。

<その他>

- ・ B C Pは、公社債市場 B C Pが発動されるケース（災害、伝染病、テロ等）において、同 B C Pの枠組みに基づき対応することとし、それ以外のケースのうち決済関連インフラのシステム障害は、日本証券業協会を通じて公社債取引専門部会に対して、同 B C Pの対象とすべきか否かの検討を依頼する。
- ・ 非居住者取引に関する決済期間短縮の可否は、パターン ~ に共通する課題であるため、別途検討を進めていく。

続いて、川俣副主査より、パターン ~（J G B C Cを利用しない決済）における共通の重要論点である「ネットィング」について、配付資料「ネットィング方法の検討」に基づき、ネットィング事務をT日中に完了させることを念頭とした4つの候補案が提示された後、概要以下のとおり意見交換が行われた。

（主な意見交換等）

<夕方に一括してネットィング照合する案>

- ・ 本案は、夕方遅いタイミング（現行の業務時間帯以降）でまとめてネットィングを行うことを想定しているのであれば、残業の恒常化を招く可能性があり、バック部門の負担が大きくなると思う。
- ・ 先ず、約定通知送信完了時限、照合時限等の日中のタイムスケジュールの統一化やネットィング・ルール（ペア付け順序等に関するルール）の整備が必要であると思う。一定のルールに基づき共通化された仕様に沿ってネットィング照合通知書が作成されるのであれば、「照合不一致の可能性は限りなく低い。」との前提の下で、比較的簡素化された事務フローを組むことが可能である。この事務フローが可能であれば、全体的な作業時間を短縮化できると思う。
- ・ ネットィング・ルールの統一化を図ることを優先すべきとの意見に賛成である。統一されたルールにより「基本的に合っている。」との前提の下で照合作業を行うことができれば、チェック体制の精緻さは、ある程度の割切りが可能となるため、照合作業の迅速化に資すると考えられる。統一されたルールの下、例えば、業者間において、エクセルファイル等の形で照合通知データを交換し、マクロ等の簡便な方法で系統的に照合できれば、作業を一段と迅速化できると思う。ちなみに、照合通知データの電子化は、すべての市場参加者に対応を求める必要はなく、必要と判断する参加者に限り、対応する形でも十分効果があると思う。

< 午前約定分は午後早い時点でネットティング照合し、午後約定分はグロス決済する案 >

- ・ 本案は、グロス決済となる午後約定分のボリューム次第で、ネットティングによる決済圧縮効果が得られないため、S日における決済事務負担が増大し、決済進捗が遅れるおそれがあるほか、フェイルが発生するリスクも増えると思われる。
- ・ 例えば、ショートカバーの玉の手当てをSCレポのロールオーバーで行っている取引のように、そもそもグロス決済に馴染まない取引は、午後の取引であってもネットティング対象とするといった例外的な扱いをルールとして設定しなければ、実務が混乱するおそれがあるため、相当難しいと思う。
- ・ 本案や次案（午前約定分と午後約定分に分けて二度ネットティング照合を行う案）のように、1日に複数回のタイミングでネットティング対象取引を分ける場合、どのようなメルクマールに基づき識別するのか。フロント部門が実際に約定する時間であれば、ミドル・バック部門が個々の取引の約定タイミングを事後的に確認するためのシステム対応が必要になるなど、ポストトレード処理に負担を掛けるおそれがある。

< 午前約定分と午後約定分に分けて二度ネットティング照合を行う案 >

- ・ 前案とも関連するが、本案は、午前約定分と午後約定分の識別に関して、すべての市場参加者が共通認識を持ち、安定的かつ円滑に区分け作業を実施する体制を構築できるかがポイントになると思う。本案の対応が難しい場合には、午前約定分についてネットティング照合不一致が頻発するリスクが高まるとともに、その後の迅速な訂正作業も難しくなると思う。迅速な訂正が難しいのであれば、そもそも1日2回のネットティング照合作業がフィージブルかどうか、慎重に検討する必要がある。

< SC取引とGC取引に分けて二度ネットティング照合を行う案 >

- ・ そもそもSC取引とGC取引の区分けは、約定チケットを見ても分からないことから、ミドル・バック部門まで含めて、ネットティング対象取引を正確に識別することが難しいと思われる。
- ・ 本案では、同一の取引相手との間で同一銘柄に関するGC取引とSC取引が同時に生じている場合、両者をネットティングすることができなくなるため、何れの手許にも玉が無いのであれば、すくみやフェイルが発生する可能性がある。

2. その他

最後に、吉田主査及び川俣副主査より、今後の作業見通しについて、概要以下のとおり説明があった。

- ・ 次回会合の主な議題としては、(1)パターン～のネットィングに関する対応方針案の検討、(2)パターン・(信託銀行が当事者となる決済パターン)における約定照合の迅速化に向けた対応方針案の検討を予定している。
- ・ 特に、パターン・における約定照合の迅速化に向けた対応方針案の検討は、考え得る案やそれらのメリット・デメリットについて、関係する委員の間で事前に集中的に議論を行いたいため、当該委員においては、協力をお願いしたい。
- ・ 次回WGは、2月19日(金)に開催することとしたい。

以 上